

2024 年関税調整方案

国务院関税税則委員会は中華人民共和国輸出入関税条例及び関連規定に基づき、**2024 年 1 月 1 日から**一部商品の輸出入関税を調整しました。詳しくは下記 URL から附属資料を参照してください。

1 輸入関税税率

① 輸入暫定税率(附属資料 1)

1010 項目の商品(関税割当商品を除く)について輸入暫定税率を実施する。

② 関税割当税率(附属資料 2)

小麦等の 8 類商品について関税割当管理を継続して実施し、税率は変更しない。そのうち尿素、化成肥料、磷酸アンモニアの 3 種類の化学肥料は 1 % の暫定税率を継続実施する。割当の外、輸入する一定数量の綿花については、スライド税率を継続する。

③ 協定税率(附属資料 3)

我国と国家或いは地区が署名し発効している自由貿易協定と優遇貿易に基づき 20 の協定の下、30 の国家或いは地区の輸入貨物について協定税率を適用する。

・中国がニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、アイスランド、韓国、オーストラリア、パキスタン、モーリシャス、カンボジアと締結している自由貿易協定や東アジア地域包括的経済連携(RCEP)に基づき、さらなる関税引き下げを行う。

・中国と ASEAN、チリ、シンガポール、グルジア間の自由貿易協定、中国・ニカラグア自由貿易協定の早期収穫、中国本土と香港・マカオ間のより緊密な経済連携協定(CEPA)が引き下げられ合意された税率は継続実施する。

・アジア太平洋貿易協定(TPA)を継続実施する。

・两岸経済協力枠組み協定(ECFA)は関税引き下げを完了し、協定税率を継続実施する。但し两岸経済協力枠組み協定の一部品目の関税譲許措置の一時停止に関する国务院関税委員会の公告の貨物を除く。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

最惠関税率が協定税率以下である場合において、協定に規定があるときは関連する協定の規定が執行される。協定に規定がないときは低い方を適用する。

④ 特恵税率

中国と国交を樹立し、書簡交換を完了した後発開発途上国 43 カ国は、引き続きゼロ関税待遇、特恵関税率が実施され、適用品目と税率の範囲は変更しない。バヌアツにはゼロ関税待遇が認められない。

2 輸出関税率

フェロクロムなど 107 品目については輸出関税が引き続き課され、そのうち 68 品目には暫定的な輸出関税を課する。(附属資料 4)

3 関税品目

国内のニーズに応じて、一部の関税品目と注解が調整し(附属資料 5 を参照)。調整後、2024 年の関税項目数は 8,957 になる。(附属資料5)

附属資料

附属資料 1 輸入商品暫定税率

<https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202312/P020231221537511112969.pdf>

附属資料 2 関税割当商品税目税率表

<https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202312/P020231221539934847465.pdf>

附属資料3 自由貿易協定と優遇貿易手配実施税率表

<https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202312/P020231221537511636172.pdf>

附属資料4 輸出商品税率表

<https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202312/P020231221539935971088.pdf>

附属資料5 輸出入税則税目調整表

<https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202312/P020231221537512029907.pdf>